令和7年度ダスキン健康保険組合の保険料率

※3月分（4月納付分）から適用されます。　　単位 ： ％

	被保険者	事業主	計	
健康保険料率	5.5150	5.5150	**11.0300**	
一般保険料率	5.4535	5.4535	10.9070	
基本保険料率	3.3235	3.3235	6.6470	←医療費の給付、保健事業等にあてる保険料。
特定保険料率	2.1300	2.1300	4.2600	←高齢者医療制度（前期高齢者納付金・後期高齢者支援金）にあてる保険料。
調整保険料率	0.0615	0.0615	0.1230	←健康保険組合が共同で財政逼迫組合の助成事業等の財源にあてる保険料。
介護保険料率	0.8200	0.8200	**1.6400**	←40～65歳未満にかかる介護保険料。全国市町村が運営し各健康保健組合が徴収を代行。

■負担割合は、被保険者と事業主での折半です。

■40歳～65歳未満の介護保険料は、一般保険料・調整保険料に併せて徴収されます。
　被扶養者の介護保険負担分は、当健康保険組合被保険者が負担している介護保険料の中でまかなっています。